

業務委託契約書（案）  
（自動販売機による清涼飲料水（アイス）の販売）  
〇〇株式会社

## 業務委託契約書

公益財団法人埼玉県公園緑地協会(以下「甲」という。)と〇〇株式会社(以下「乙」という。)は、自動販売機による清涼飲料水(アイス)の販売に関し、次のとおり契約を締結する。

### (委託業務の内容)

第1条 甲は、自動販売機による清涼飲料水(アイス)の販売に関する業務(以下「委託業務」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

### (契約の履行)

第2条 乙は、委託業務の履行にあたっては、常に善良な管理者の注意をもって誠実にこれを履行しなければならない。

### (契約の期間)

第3条 本契約の契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。  
なお、本契約は令和12年3月31日を限度として、同条件にて自動更新する。ただし、第9条に該当する場合は、その限りではない。

### (契約の内容)

第4条 本契約内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乙が、甲に支払う手数料は、次のとおりとする。

公園名等	販売品目	手数料
大宮第二・第三公園	缶・ペットボトル、アイス	売上高合計に〇%の割合を乗じて得た額に固定費を加えた額

(2) 乙が自動販売機を設置する公園、場所、自動販売機の種類、設置台数、販売価格は、甲が別途指示するものとする。

(3) 乙は、公園別に毎月1日から末日までに販売した売上高合計額と手数料を、自動販売機ごとに翌月の10日までに書面により甲に報告するものとする。

(4) 乙は、前号により計算した手数料を、翌月の20日までに甲に支払うものとする。

### (契約の条件)

第5条 本契約の条件については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、甲の名のもとに自動販売機を設置する。

(2) 甲は、自動販売機の巡視点検を行なうものとし、乙は、自動販売機の商品の補充及び機械の保守管理を行なうものとする。

(3) 自動販売機に係る電気料及び水道料は、甲が負担する。

(4) 乙は、前号の規定に基づき、甲から故障等の連絡を受けた場合は速やかに必要な措置を講じ、業務の実施に支障を来すことのないよう努めるものとする。

### (権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を他に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### (委任又は下請負の禁止)

第7条 乙は、業務の全部又は一部を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### (報告の義務)

第8条 乙は、業務の実施により事故が発生したときは、直ちに甲に報告のうえ、必要な措置を講

じなければならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、本契約を誠実に履行しないとき。又は履行する見込がないと甲が認めるとき。
- (2) 乙が、本契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、銀行取引を停止されたとき。
- (4) 乙が、設置場所を同じにした他の自動販売機設置運営事業者の1月末日時点での総売上額と比較して67%に満たなかったとき。
- (5) 甲が、自動販売機を設置する公園の指定管理者の指定管理期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取消されたとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (7) 前各号のほか、この契約の条項又はこれに基づく業務委託共通仕様書、自動販売機の業務仕様書に違反したとき。

(一般的損害)

第10条 乙は、前条の規定による契約の解除により、甲に損害が生じたとき、又は業務の実施に関し、甲の責めに帰することができない事由により甲が管理する建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の実施に伴い第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由がある場合は、その責の限度において甲の負担とし、その額は、甲乙協議のうえ定める。

(秘密の保持)

第12条 乙は、業務の実施に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、業務に従事する乙の従業員についても同様の義務を負いその責を免れないものとする。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第13条 乙は、業務の実施に関し生じた乙の業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わないものとする。

(定めのない事項等)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

甲 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目130番地  
公益財団法人埼玉県公園緑地協会  
理事長 清水 匠

乙 埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇